

建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（案）について

令和 8 年 4 月
国土交通省

1. 改正の趣旨

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号）においては、法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業について、事業所管大臣が、告示で技能実習計画の認定基準等の特例を定めることができることとしている。
- この点、建設関係職種等に属する作業の特例は、「建設関係職種等に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（令和元年国土交通省告示第 269 号。以下「告示」という。）において規定されている。
- 今般、新たに管路更生職種及び管路更生工事作業が法務大臣及び厚生労働大臣が定める特定の職種及び作業に追加されることとなったため、本告示において所要の改正をするものである。

2. 改正の概要

- 告示第 1 条中の建設関係職種等に属する作業に「管路更生職種に属する作業」を追加する。

3. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年 6 月中（予定）
- 適用期日：告示日